○総務省告示第二十九号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

総務大臣　原口　一博

第1号の表中「

株式会社ザクタテクノロジーコーポレーション	011

」を「

株式会社ザクタインターテック	011

」に改める。

○総務省
○農林水産省
○国土交通省
告示第四号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域を、同法第二条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年二月一日

総務大臣　原口　一博
農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司

都道府県	郡	市
福岡県		八女市

○法務省告示第四十七号

岩手県盛岡市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

岩手県紫波郡乙部村大字手代森十二地割十四番地

吉田　留吉

○法務省告示第四十八号

鹿児島県霧島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年三月一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、霧島市役所又は鹿児島地方法務局霧島支局に照会すること。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

鹿児島県姶良郡日當山村東郷七百二番地

今榮　民盛

○法務省告示第四十九号

北海道深川市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

北海道空知郡音江村字音江三百六十八番地

渡　政一

○法務省告示第五十号

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十二号）附則第三条第二項の規定により、同条第一項の事務を次のように指定する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

指定の効力が生ずる日

平成二十二年三月八日

登記所	事務	
神戸地方法務局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	
神戸地方法務局北出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	
神戸地方法務局東神戸出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	
神戸地方法務局西宮支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	
神戸地方法務局伊丹支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	
神戸地方法務局三田出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	
神戸地方法務局尼崎支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	
神戸地方法務局明石支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	
神戸地方法務局柏原支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	
神戸地方法務局姫路支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	
神戸地方法務局加古川支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	
神戸地方法務局社支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務	
神戸地方法務局龍野支局	共同担保目録及び登記須磨出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

平成二十二年三月八日

神戸地方法務局豊岡支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務
神戸地方法務局八鹿出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務
神戸地方法務局洲本支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務
和歌山地方法務局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務
和歌山地方法務局岩出出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務
和歌山地方法務局湯浅出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務
和歌山地方法務局橋本支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務
和歌山地方法務局田辺支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務
和歌山地方法務局御坊支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務
和歌山地方法務局新宮支局	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務
さいたま地方法務局川口出張所	共同担保目録及び登記事項証明書の作成に係る事務

平成二十二年三月二十九日